

コンテンツ (No.9)

今回は、5月上旬に北京で開催された、日本の特許庁 - 中国の知識産権局、商標局とのトップ会合、及び、最近発表された中国政府からの通達等について紹介いたします。添付写真は、日中特許庁長官会合（於：知識産権局）の様子です。

1. 日本特許庁 - 中国知識産権局長官会合
2. 日本特許庁 - 中国商標局長官会合
3. 商標及び企業名称に関する見解（工商行政管理局）
4. サービスマークの保護に関する見解（商標局）
5. 無体財産関連外貨送金についての通達（外国為替管理局）
6. 「重点保護商標リスト」公開される

- お知らせ -

本紙発行人（関）は先月23日～25日に一時帰国し、経団連（知的財産権問題部会）（社）発明協会、知的財産協会にて、「中国におけるニセモノ対策について」と題して講演を行いました。

その際に用いた講演レジメ（Word97 文書、全14頁）を入手ご希望の方は、韓 艶梅 pkip@public.east.cn.net までご連絡ください。メールの添付ファイルで送付いたします。

1. 日本特許庁 中国知識産権局長官会合

本年5月4日、北京にて特許庁伊佐山長官一行と知識産権局姜局長らとの間で、第6回の日中長官会合が開催され、今後の両庁間での協力の進め方、模倣品対策等を中心に意見交換が行われました。

日本側からは無審査実用新案制度の改善、渉外事務所制の撤廃、善意の販売に対する権利侵害除外規定の撤廃、優先審査制度の導入、プログラム記録媒体の特許保護、技術導入ライセンス規制の撤廃等の要望が出されました。これに対して、中国側からは現在検討中の専利法改正の中で取り込めるものは取り込み、その他についても積極的に検討する旨返答がされまいた。

さらに、日本側からは、不正商品問題についての日中のホットラインを設ける提案がなされ、特許庁の模倣品対策室長と知識産権局の協調管理司長がコンタクトパーソンに指定されました。

一方、中国側からは、知識産権局のコンピュータ化、人材育成への協力が要望され、日本側はこれらの要望に応じることとなりました。

2. 日本特許庁 - 中国商標局長官会合

知識産権局との会合の翌日、5月5日に特許庁 - 国家工商行政管理局商標局との第3回長官会談が行われました。会議の冒頭、国家工商行政管理局王局長、白副局長との会談も行われ、商標権者の保護が経済発展においてきわめて重要であることが確認されました。

商標局の侯局長らとの会談では、最近の両国の周知商標の保護状況、マドプロへの取り組み、

コンピューター化等について意見交換がなされました。

中国商標局からは、昨年に引き続き、人材育成への協力要請がありました。

また、日本側からは、知識産権局の場合と同様に、不正商品問題についての日中のホットラインを設ける提案がなされ、特許庁の模倣品対策室長と商標局の案件指導処長がコンタクトパーソンに指定されました。

3. 商標及び企業名称に関する見解

1999年4月5日付で国家工商行政管理局から各省の工商局宛に通知された「商標と企業名称における若干の問題を解決することに関する意見」の全文が、「商標通讯」99年4月号で公開されました。

中国では商標、企業名称共に工商行政管理局で登録・管理されています。この文書の内容は、中国内で登録されている商標と企業名称(屋号)が抵触している場合の措置の指針となるものです。

今回の意見によれば、商標登録と企業登録がバッティングしている場合には、商標登録と企業登録の日付の早いほうが原則的に優先扱われ(第6項)、企業の登録商標が、商標権者以外の企業に、企業の名称の一部として登録商標が勝手に使われており、消費者等に誤認混同を生じているような場合には、原則登録から5年以内に工商行政管理局に資料を添えて申立を行う(第8項)ことにより、相手の企業名称登録を変更することが可能となります。

以下に、全文訳を掲載します。

***** 国家工商行政管理局文書
工商標字(1999)第81号

「商標と企業名称における若干の問題を解決することに関する意見」

各省、自治区、直轄市及び計画単列市の工商行政管理局：

《商標法》と企業名称の登記管理に関する規定を有効に執行し、商標専用権と企業名称権を適切に保護し、公平な競争秩序と社会の公共の利益を保護し、商標と企業名称における若干の問題について解決するために、以下の意見を明確にする：

- 一、商標専用権と企業名称権はすべて法律手続を経て確認された権利であり、商標に関する法律法規と企業名称の登記管理に関する法律法規の保護をそれぞれ分かれて受ける。
- 二、商標専用権と企業名称権の取得は《民法通則》と《不当競争防止法》における信義誠実の原則に従うべきであり、他人の商標或いは企業名称の信用と評判を利用して不当な競争を行ってはならない。
- 三、商標は異なる商品または役務の出所を区別する標章であり、文字、図形もしくはその組み合わせにより構成されるものである；企業名称は異なる市場主体を区別する標章であり、行政区画、屋号、事業内容あるいは経営特徴、組織形式により構成されるものであり、その中の屋号は異なる企業を区別する主要な標章である。
- 四、商標における文字と企業名称における屋号が同じもしくは近似しており他人が市場主体及びその商品または役務の出所に対し混同を生じ(混同する可能性を含む、以下同

じ) それゆえ不当競争を構成するものは、法に依って阻止するべきである。

五、前条文の指す混同が主に含むもの：

- (一) 他人の企業名称における屋号と同じもしくは近似する文字を商標として登録し、関連のある者に企業名称所有者と商標登録者に対する誤認または誤解を生じさせるもの。
- (二) 他人の登録商標と同じもしくは近似する文字を企業名称中の屋号として登記し、関連のある者に商標登録者と企業名称所有者に対する誤認または誤解を生じさせるもの。

六、商標と企業名称の混同を処理する場合、公平な競争を維持し初めの合法的権利者の利益を保護するという原則を適用するべきである。

七、商標と企業名称の混同の事件を処理する場合、以下の条件に符合するべきである：

- (一) 商標と企業名称の混同が生じ、初めの権利者の合法的権益が損害されている；
- (二) 商標はすでに登録され、企業名称はすでに登記されている；
- (三) 商標登録日あるいは企業名称登記日から五年以内に請求が提出されていること（請求はすでに提出されたがまだ処理されていないものを含む）。ただし悪意の登録あるいは悪意の登記であるものはこの限りでない。

八、商標登録者あるいは企業名称所有者が自己の権益が損害を受けたと考える場合、書面形式で国家工商行政管理局あるいは省級工商行政管理局に対し訴訟を申し出、さらにその権益が損害を受けたという関係証拠材料を付け加えて渡すことができる。

九、商標と企業名称混同の事件は、同一省級行政区域内で発生した場合省級工商行政管理局により処理され、省級行政区域を越えて発生した場合国家工商行政管理局により処理される。

商標専用権の保護を要求する事件に対しては、省級以上の工商行政管理局の企業登記部門が請け負う；企業名称を変更すべきものに対しては、請負部門は商標管理部門と共同で企業名称登記管理の関係規定に基づいて処理を行った後、当該企業名称の批准機関に執行が任せられ、さらに国家工商行政管理局商標局と企業登録局に報告し記録に載せる。

企業名称権の保護を要求している事件に対しては、省級以上の工商行政管理局の商標管理部門が請け負う；登録商標を取り消すべきものに対しては、請負部門が意見を提出した後国家工商行政管理局商標局に報告し決定を申請し、国家工商行政管理局商標局は企業登録局と共同で《商標法》及び《商標法実施細則》の関係規定に基づいて処理を行う。

十、商標管理と企業名称登記管理の関係規定に違反して商標または企業名称を使用し混同を生じさせる場合には、管轄権のある工商行政管理機関が法に基づき取り締まる。

一九九九年四月五日

4 . サービスマークの保護に関する見解

1999年3月30日付で国家工商行政管理局商標局から各省の工商局宛に通知された「サービスマークの保護における若干の問題に関する意見」の全文が、「商標通讯」99年3月号で公開されました。

中国では既に商標の一部としてサービスマークが認められており、登録されていますが、サービスマークの場合は、どのような態様が侵害を形成するのかが、必ずしも明らかになっていませ

んでした。今回の文書では、類比の判断方式（第二、三項）、侵害行為の種類（第五、七項）、不法売上げ算出根拠（第九、十項）等を定めています。

以下に、全文訳を掲載します。

国家工商行政管理局商標局文書
商標（1999）12号

「サービスマークの保護における若干の問題に関する意見」

各省、自治区、直轄市及び計画単列市の工商行政管理局：

《商標法》を有効に執行し、サービスマークの専用権を適切に守るために、サービスマーク保護における若干の問題について以下の意見を明確にする：

一、サービスマークとは、役務を提供する経営者が自ら提供する役務と他人が提供する役務を区別するために使用する標章を指す。

サービスマークは文字、図形或いはその組み合わせにより構成される。

二、《商標法》及び《商標法実施細則》における商品商標の権利侵害行為に関する関係規定は同様にサービスマークに適用される；商品の類似と商品商標の近似を判断する原則は同様に役務とサービスマークに適用される。

三、類似する役務とは役務の目的、方式、対象等の方面において関連があるか、或いは特定のつながりが存在する役務を指す。

近似するサービスマークとは文字の発音、字形、言葉の意味あるいは図形の構図及び色彩あるいは文字と図形の総体的構成上、登録商標と比較して消費者が役務の出所に対して誤認しやすいサービスマークを指す。

四、役務行為と当該役務が使用する商品の提供との間に特定のつながりが存在するもの、当該役務と当該役務を提供するために使用する商品は類似するとみなされる。

五、以下の行為はサービスマークの権利侵害行為に属す：

- （一） 同じもしくは類似している役務上、他人のサービスマークと同じもしくは近似したサービスマークを無断で使用すること；
- （二） 同じもしくは類似している役務上、他人のサービスマークと同じもしくは近似した文字を役務名称として無断で使用し、さらに誤認を生み出すのに足るもの；
- （三） 他人のサービスマーク標識を偽造、無断で製造するもの、あるいは偽造、無断で製造した他人のサービスマーク標識を販売するもの；上述の行為は主に、偽造、無断製造あるいは偽造、無断製造であるところの当該役務の事業が使用する、他人のサービスマーク標識をつけた物品を指す（たとえば飲食業における食器など）；
- （四） 広告、宣伝の媒体あるいはその他消費を導く手段を利用し、他人のサービスマークと同じもしくは近似したサービスマークを勝手に使

用し、さらに誤認を生み出すのに足るもの；

- (五) 権利侵害者が権利侵害行為を実施するために、場所、用具、補助設備、役務人員、取引先（消費者）を紹介するなどの便宜な条件を故意に提供したもの；或いは権利侵害者の為にサービスマーク標識をつけた物品の倉庫への蓄え、運輸、輸送、隠匿等の便宜な条件を提供したものの。

六、《商標法》第38条(1)から(3)及び《商標法実施細則》第41条に、明確に規定されていない他人の商標専用権に損害をもたらす行為は、《商標法》第38条第(4)項に属する。

他人のサービスマーク専用権に損害をもたらすというのは損害可能性を含む。

七、以下の状態においてサービスマークを使用することは、サービスマークの使用とみなす：

- (一) 役務場所；
- (二) 役務名目；
- (三) 役務用具；
- (四) サービスマークの付いた名刺、葉書、贈呈品等の役務用品；
- (五) サービスマークの付いた帳簿、領収書、契約等の商業取引文書；
- (六) 広告及びその他宣伝用品；
- (七) 役務を提供するのに使用するその他の物品。

他人が正常に役務事業の慣用の標章を使用すること及び正常な方式で商号（屋号）姓名、地名、役務場所の名称を使用し、役務の特徴を示し、役務事項に対し説明を行うこと等は、サービスマーク専用権を侵害する行為を構成しない。ただし明らかに不当競争の意図があるものを除く。

八、他人のある程度知名度を持ったサービスマークを侵害する行為及び二度以上他人のサービスマーク専用権を侵害する行為は、嚴重な処置を与えるべき事情とみなす。

九、サービスマークの権利侵害による不法売上額とは主に権利侵害者が権利侵害期間権利侵害行為によって生み出した売上額を指す。一般的な状況において、他人のサービスマークと同じもしくは近似した商標を無断で使用し役務行為に従事して生み出した金額が不法売上額である。

広告行為があるのみで役務の履行がないものは、広告費用をもって不法売上額を計算する；役務行為を提供した手形があるのみで役務をすでに履行したという証拠が見られないものは、手形の額をもって不法売上額を計算する。

十、不法売上額を計算する証拠に含まれるもの：

- (一) 契約；
- (二) 会計帳簿；
- (三) 領収書；
- (四) 広告宣伝；

(五) その他の証拠。

一九九九年三月三十日

5. 無体財産関連外貨送金についての通達

国家外国為替管理局より「無体財産に関する外貨売却、外貨送金の管理を強化する問題についての通達」が、1998年3月20日に各省レベル地方政府及び外為業務をおこなう銀行に通知され、即日実施されています。

特許権、商標権、著作権、ノウハウ等に関してライセンス契約を結んだ場合の中国からの海外送金に当たっては、外為銀行でライセンス契約の適法性をチェックされることとなります。当事者間で合意された契約であっても、対外経済貿易合作部、知識産権局、商標局等の関係部門で認可されていない場合、日本への送金等が出来なくなりますのでご注意ください。

以下に、通達の全文訳を掲載します。

.....
国家外貨管理局文書(98)匯管函字第092号

「無体財産の導入に関わる外貨売却・外貨送金の管理を強化する問題についての通達」
(1998年3月20日より施行する)

国家外貨管理局各省、自治区、直轄市分局、深框分局、各中国系外為業務指定銀行：

「外貨決済、外貨売却及び外貨送金管理規定」をより一層完璧なものにし、無体財産の導入に関わる外貨送金管理を強化するため、関連部門と協議したうえ、無体財産の導入に関わる外貨送金手続を行なう際の審査に必要な関係証明書を下記の通り明確にする。各外為業務指定銀行は必ず下記の関連証明書を審査し、正確と認めてから、初めて外貨売却・送金手続を行うことができる。

一、専利権の導入に関わる外貨送金について

(一) 専利実施権に関わる外貨送金について

審査証明書：

- 1、専利実施許諾契約書；
- 2、国家専利局が発行した「専利実施許諾契約届出」の「回執」(受領通知書)；
- 3、国家専利局が発行した「専利広告証明」；
- 4、外経貿部及びその下部機関が発行した「技術導入及び設備輸入契約発効証書」。

(二) 専利権譲渡に関わる外貨送金について

審査証明書：

- 1、 専利譲渡契約；
- 2、 国家専利局が発行した「専利登録簿副本」又は「専利広告証明書」；
- 3、 外経貿部及びその下部機関が発行した「技術導入及び設備輸入契約発効証書」。

二、 商標権の導入に関わる外貨送金について

- (一) 専利、専用技術（ノウハウ）の実施許諾又は譲渡を含まない商標許諾に関する外貨送金について

審査証明書：

- 1、 商標使用許諾契約書；
- 2、 国家商標局が発行する「商標使用許諾契約届出通達書」。

- (二) 専利、専用技術（ノウハウ）許諾又は譲渡を含む商標許諾に関する外貨送金について

審査証明書：

- 1、 商標譲渡契約；
- 2、 商標権者の「商標登録証書」
- 3、 国家商標局が発行した「商標譲渡審査済み証明書」

- (三) 専利、専用技術（ノウハウ）の許諾又は譲渡を含まない商標譲渡に関わる外貨送金について

審査証明書：

- 1、 商標譲渡契約；
- 2、 元商標権者の「商標登録証書」；
- 3、 国家商標局が発行した「商標譲渡審査済み証明書」
- 4、 外経貿部及びその下部機関が発行した「技術導入及び設備輸出契約発効証書」。

- (四) 専利、専用技術（ノウハウ）の許諾又は譲渡を含む商標譲渡に関わる外貨送金について

審査証明書：

- 1、 商標譲渡契約；
- 2、 元商標権者の「商標登録証書」；
- 3、 国家商標局が発行した「商標譲渡審査済み証明書」；
- 4、 外経貿部及びその下部機関が発行した「技術導入及び設備輸出契約発効証書」。

三、 著作権に関わる外貨送金について

- (一) 外国において許可を得て、図書の様式で翻訳又は再版の外国の著作物（図書の出版に合わせて出版した音楽・映画製品を含む）に関わる外貨送金について

審査証明書：

各省、自治区、直轄市の著作権局の「著作権契約登録印鑑」を押した著作権使用許諾契約又は契約登録許可済みの受領証書；

- (二) 音楽・映画製品著作権許可に関わる外貨送金について

審査証明書：

- 1、「国家版權局契約登録印鑑」を押した音楽・映画製品の著作権使用許諾契約；
- 2、 文化部又は広播電影電視部（放送映画テレビ部）が発行した認可書類。

(三) 電子出版物の使用許諾に関わる外貨送金について

審査証明書：

- 1、電子出版物著作権許諾使用契約；
- 2、各省、自治区、直轄市版權局が発行し「国家版權局著作物契約登録事務局」の印章を押した認可書類。

(四) コンピューター・ソフトウェアの使用許諾に関わる外貨送金について

審査証明書：

- 1、コンピューター・ソフトウェア使用許諾契約；
- 2、各省、自治区、直轄市版權局が発行し「国家版權局著作権契約登録事務局」の印章を押した認可書類；
- 3、外経貿部及びその下部機関が発行した「技術導入及び設備輸入契約登録発効証書」。

四、非専利技術導入に関わる外貨送金について

(一) ノウハウの実施許諾及び譲渡に関わる外貨送金について

審査証明書：

- 1、ノウハウの実施許諾又は譲渡契約；
- 2、外経貿及びその下部機関が発行する「技術導入及び設備輸入契約登録発効証書」。

(二) 技術コンサルタント、技術サービス、合作設計、合作研究、合作開発、合作製造に関わる外貨送金について

審査証明書：

- 1、関連証明書；
- 2、外経貿及びその下部機関が発効した「技術導入及び設備輸入契約登録発効証書」。

今後、各外為指定銀行が無体財産の導入に関わる外貨の売却・送金の手続を行う場合には、上記に定めた関係認可証明書の原本よらなければならない、且つ審査・確認をしたうえ、関係証明書の原本に「廝弁社」(売却済)を捺印し、再確認のためコピーを取って保管しなければならない。各銀行は如何なる事後の補正証書を受け取ってはならない。

各外為指定銀行と無体財産の導入に関わる外貨の売却・送金業務の関係機構は、無条件で外貨管理局の監督、検査を受けなければならない、且つ関係資料を提出、提供しなければならない。この通達に違反した場合には、外貨管理局はそれに警告、違法所得の没収、罰金を処することができる。この通達に違反し、情状が重い指定銀行は、外貨管理局はそれに外貨の決済、売却及び送金業務の一時停止に処することができる。

各分局は所在地の外資系銀行に、各外為指定銀行が所属する支店に上記の規定に従い、外貨の売却・送金の手続を行わなければならない旨通知しなければならない。

6. 「重点保護商標リスト」公開される

本 China IP News Letter 3/18号 (No.6)で紹介した重点保護商標リストが5月5日付けの商

標世界で紹介された。当初このリストは地方工商局がニセモノ商品取締のための内部資料として保存し公表しないとされていたが、各方面からの要請により、商標世界が掲載した。

これによれば、今回の重点保護商標は全部で280商標あり、内150が中国人の登録商標、130が外国人の登録商標である。外国人の登録商標の中で最も多いのは、米国の51、次が日本の24、以下、スイス8、オランダ、フランスがそれぞれ7となっている。

今回、選定された商標登録権者のうち、日本企業は、花王、YKK、ヤマハ、ヤマハ発動機、ビクター、日立マクセル、シャープ、三洋電機、アイワ、セイコー、ケンウッド、日立、ソニー、サンリオ、日産自動車、松下電器、任天堂、トヨタ自動車、住友化学、シチズン、本田技研、東芝、カシオの各社である。

China IP News Letter =====

日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 1999/7/2号 (N0.9)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

ご意見・ご質問・ご感想、配布の停止、追加等は

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼401 郵編100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎,seki@public.east.cn.net

韓 艶梅,pkip@public.east.cn.net までご連絡ください。

Copyright 1999 Kazuo Seki, all rights reserved
